

和寒町 地球温暖化対策実行計画



平成20年10月
(平成24年2月変更)

目 次

第1章 基本事項

- 第1節 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第2節 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第3節 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 第4節 計画の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 第5節 温室効果ガスについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 温室効果ガスの排出状況

- 第1節 日本における温室効果ガス排出状況・・・・・・・・ 7
- 第2節 和寒町における温室効果ガス排出状況・・・・・・・・ 8

第3章 温室効果ガスの排出削減目標

- 第1節 温室効果ガス総排出量に関する目標・・・・・・・・ 11

第4章 温暖化防止に向けた取り組み

- 第1節 直接的効果のある取り組み・・・・・・・・・・・・ 13
- 第2節 間接的効果のある取り組み・・・・・・・・・・・・ 15
- 第3節 5Rの取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 第4節 環境に配慮した施設整備等の取り組み・・・・・・・・ 17
- 第5節 代替エネルギーに向けた取り組み・・・・・・・・ 17

第5章 実行計画の推進

- 第1節 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 第2節 点検と公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

資料

第1章 基本事項

第1節 計画策定の背景

1. 地球温暖化問題

今世紀最も重要な環境問題の一つと言われている地球温暖化問題は、私たちの日常生活や事業活動と密接に関わっており、その解決のためには、必要以上に資源やエネルギーを消費する今までのライフスタイルを見直し、環境への負荷が少なく持続的な循環型社会への転換を図っていく必要があります。

2007（平成19）年2月に、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因としてほぼ断定されるとともに、2030年までには、社会シナリオによらず10年当たりで0.2℃の気温上昇が予測されています。

具体的に温暖化が進むことにより砂漠化の進展や氷原・氷床の減少などの直接的な影響のほか、食糧生産、海岸の浸食、生物種の減少などにも一層深刻な影響がでてくるものと予想されます。



ブナなどの立ち枯れが進む丹沢山系の稜線付近の写真。これも温暖化の影響の一つです。

写真提供：登坂 克男

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

2. 日本の動き

1997（平成9）年12月に京都市で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議」（COP3）において、先進国における温室効果ガス排出量の具体的な削減目標などの取り決めを定めた「京都議定書」が採択され、我が国は、1990（平成2）年の温室効果ガス排出量を基準として、2008（平成20）年から2012（平成24）年までの第一約束期間内に6%削減することが国際的公約になりました。その後、発効要件が満たされたことを受け、2005（平成17）年2月、京都議定書は正式に発効し、同年4月に、我が国の地球温暖化対策の推進に関する基本的方向性を示した「京都議定書目標達成計画」が閣議決定されたところです。

また、2008（平成20）年7月7日から9日に開催された北海道洞爺湖サミットでも地球温暖化対策が主要テーマとして取り上げられ、「エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国首脳会合宣言」が出されました。宣言では主要経済国の指導的役割を自覚し、気候変動と相互に関連するエネルギー及び食料安全保障と人類の保健を含む持続可能な開発に向けた取り組みを、主要経済国が引き続き協力していくことが宣言されました。

また2050年までに温室効果ガス排出量を半減させる長期目標については、主要経済国を中心に温室効果ガスの50%削減目標を国連気候変動枠組条約（UNFCCC）のすべての締約国と共有、検討し、採択していくことを求めています。

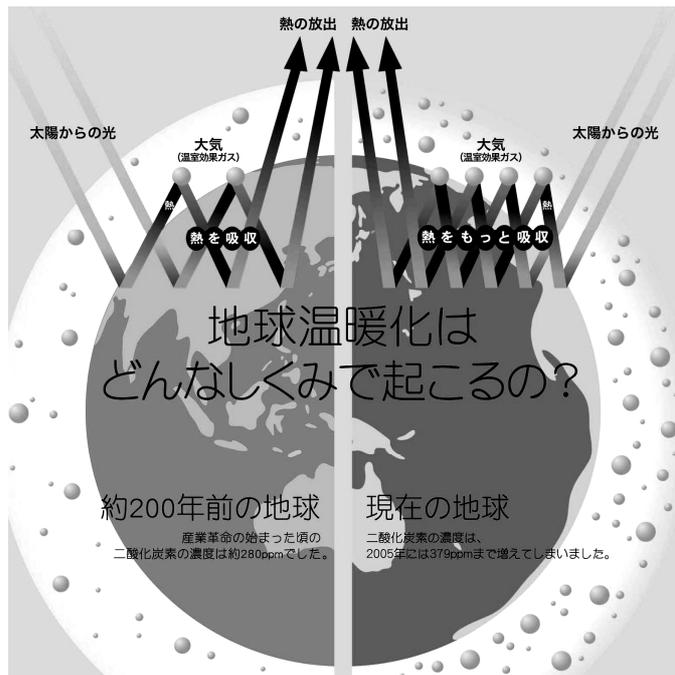
3. 地球温暖化のメカニズム

地球の表面は窒素や酸素などの大気で覆われ、その中には「温室効果ガス」とされる気体も含まれています。地球は太陽から届いた熱によって暖められ、夜になると蓄えられた熱が宇宙に放出されて気温が下がります。

この際、地球の気温が下がり過ぎないように熱を程よく吸収して地表に止めているのがこの温室効果ガスです。これによって、地球の平均気温は15度前後に保たれています。

逆に、大気中の温室効果ガスがまったくなくなれば地球の平均気温は-18度にまで下がり、生き物が地球上で暮らしていくことは出来ません。そのため、温室効果ガスは地球にとってとても大切な気体なのです。

近年、温室効果ガスは必要以上に増加しています。増加した温室効果ガスがより多くの熱を吸収、地球に放出するようになり気温が上がってしまったのです。こうして、地球の気温が少しずつ上昇していくことを、「地球温暖化」といいます。過去100年間で地球の平均気温は0.6度上昇しました。



出典: 全国地球温暖化防止活動推進センター

第2節 計画の目的

1. 計画の目的

本実行計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条及び京都議定書目標達成計画に基づき、地方公共団体の温室効果ガス排出抑制に関する実行計画を策定することにより、行政として先導的、模範的な役割を果たし、自らが消費者として環境への負荷の低減を図ります。また、職員一人ひとりの温暖化を始めとする環境問題への意識向上を図り、更には地域社会へ地球温暖化対策を始めとする環境問題の情報提供や啓蒙・啓発を推進していきます。

2. 計画の位置付け

本計画は、町が一事業者の立場から取組んでいく地球温暖化防止を中心とした環境保全に対する率先行動計画であり、「地球温暖化対策推進に関する法律」第21条に基づく、「都道府県及び市町村の事務・事業に関する実行計画」として位置づけるものです。

第3節 計画の期間

計画期間は、2008（平成20）年度から2012（平成24）年度までの5年間とし、計画期間内には進行状況等を踏まえ、適時、見直しを行います。

計画に掲げる数値目標は、2007（平成19）年度を基準年度とします。

第4節 計画の範囲

本実行計画は「和寒町の事務・事業」を対象とし、〈表：1〉に示す施設と公用車を対象とします。

表：1 和寒町における事務・事業の範囲

担当課	対象施設	公用車
総務課	ひだまり、役場庁舎（町民センター含む）、役場車庫、産業会館	普通乗用車1台、小型貨物車1台、軽貨物車1台
建設課	防雪生活圏マルチセンター、三和浄水場、簡水取水ポンプ場（塩狩）、簡水前処理施設（東丘）、簡水送水ポンプ場（三笠）、下水道終末処理場	普通乗用車3台、バス5台
産業振興課	農業活性化センター（農想塾）、農産加工センター、三和牧場、パーク粉碎施設、イベント格納庫、塩狩峠記念館、南丘森林公園、三笠パークゴルフ、三笠山自然公園（キャンプ場、パークゴルフ、子供の国含む）、サーキット場、土地改良事業所	普通乗用車1台、小型乗用車1台、小型貨物車2台、軽貨物車2台
農業委員会	農村生活体験宿泊施設	
住民課	生ごみ処理場、中和墓地公衆トイレ、西町公衆便所、葬斎場、葬斎場待合棟、リサイクルセンター、保養センター、松岡墓地公衆トイレ、一般廃棄物最終埋立処分場	小型貨物車1台
保健福祉課	生きがいセンター、高齢者共同福祉住宅、ひまわり保育所、保健福祉センター、三笠児童館、和寒保育所、中和児童館、老人憩いの家、東和老人憩いの家、三和老人保健センター	普通乗用車1台、軽乗用車2台、軽貨物車1台
教育委員会	和寒小学校、旧中和小学校、中和地域体育館、旧三和小学校、和寒中学校、西和地域体育館、第2郷土資料館、大成地域体育館、北原交流展示館、北原地域体育館、公民館、図書館、東山スキー場、青少年会館、三笠ゲートボール場、町民プール、総合運動公園（グラウンド、パークゴルフ場、野球場含む）、総合体育館、研修館 榎、片栗庵	普通乗用車2台、軽貨物車2台、小型貨物車1台、バス1台
町立病院	町立病院	普通乗用車1台
消防	西町消防庁舎、中和消防会館	
特別養護老人ホーム	芳生苑、ディサービスセンター	普通乗用車（特殊）2台、軽乗用車（特殊）2台、バス1台

合計 66施設 34台

※実行計画策定後に新設・増設される施設等については、対象施設とするか適時検討してまいります。

※消防は町民の安全に直結する業務であることから、公用車の活動量の削減目標から除外します。

第5節 温室効果ガスについて

1. 温室効果ガスの種類

本実行計画の対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項において、〈表：2〉に示す6種類のガスとされています。

2001（平成13）年に発表されたIPCC第3次評価報告書によれば、温室効果ガス別の地球温暖化への寄与は、二酸化炭素60%、メタン20%、一酸化二窒素6%、オゾン層破壊物質でもあるフロン類(CFCs、HCFCs)とハロン14%、その他(HFCs、PFCs、SF6など)0.5%以下となっています。つまり、石油や石炭など化石燃料の燃焼などによって排出される二酸化炭素が最大の温暖化の原因と言えます。

表：2 温室効果ガス

ガスの種類	発 生 源	主な対策
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源CO ₂ として産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化の影響が大きい。また、非エネルギー起源CO ₂ としては、セメント製造や生石灰製造などの工業プロセスから主に発生する	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋め立てからも2～3割を占める	埋立量の削減など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3～4割を占める	高温燃焼、触媒の改良など
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤などに使用	回収・再利用・破壊の推進、代替物質・技術への転換
パーフルオロカーボン類 (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用	製造プロセスでの回収等や、代替物質・技術への転換
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用	回収、再利用、破壊や代替物質・技術への転換

2. 温室効果ガス排出量の算定

温室効果ガスの排出量は、活動量（使用量等）に排出係数と地球温暖化係数（表：3）を乗じて算定します。

排出係数とは？

IPCCがガイドラインとして定めているもので、ガイドラインの中では、「排出係数」の標準的な値を示していますが、日本では排出実態にあった係数を用いています。係数の値は「温室効果ガス排出量算定方法検討会」で見直されています。

地球温暖化係数とは？

各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素を「1」とした場合に当該効果に対する比で表したものです。

$$\text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数} = \text{温室効果ガス排出量}$$

表：3 排出係数と地球温暖化係数（主なもの）

温室効果ガス	項目		活動量	排出係数	地球温暖化係数		
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン		使用量	L	1		
	灯油						
	軽油						
	A重油						
	液化石油ガス (LPG)						
	電気					kWh	
メタン (CH ₄)	自動車の走行に伴うもの	ガソリン	走行距離	km	21		
						乗用車・軽乗用車	
						小型貨物車	
						軽貨物車	
		普通貨物車・特殊用途車・バス					
		軽油				乗用車	
						小型貨物車	
						普通貨物車	
	特殊用途車						
	バス						
	下水処理		処理量	kg	0.00088kg-CH ₄		
	し尿処理						
	廃棄物の埋立	食物					
		紙					
繊維							
木							
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行に伴うもの	ガソリン	走行距離	km	310		
						乗用車	
						小型貨物車	
						軽乗用車・軽貨物車	
		普通貨物車					
		小型貨物車					
		特殊用途車					
		バス					
	軽油	普通貨物車					
		小型貨物車					
		特殊用途車					
		バス					
	下水処理		処理量	kg	0.00029kg-N ₂ O		
	し尿処理						
浄化槽によるし尿及び雑排水処理に伴うもの							
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	カーエアコン使用に伴うもの		台数	台	0.015kg-HFC	1,300	

第2章 温室効果ガスの排出状況

第1節 日本における温室効果ガス排出状況

環境省から公表されている、わが国の温室効果ガス排出量は〈表：4〉に示すとおりとなっております。

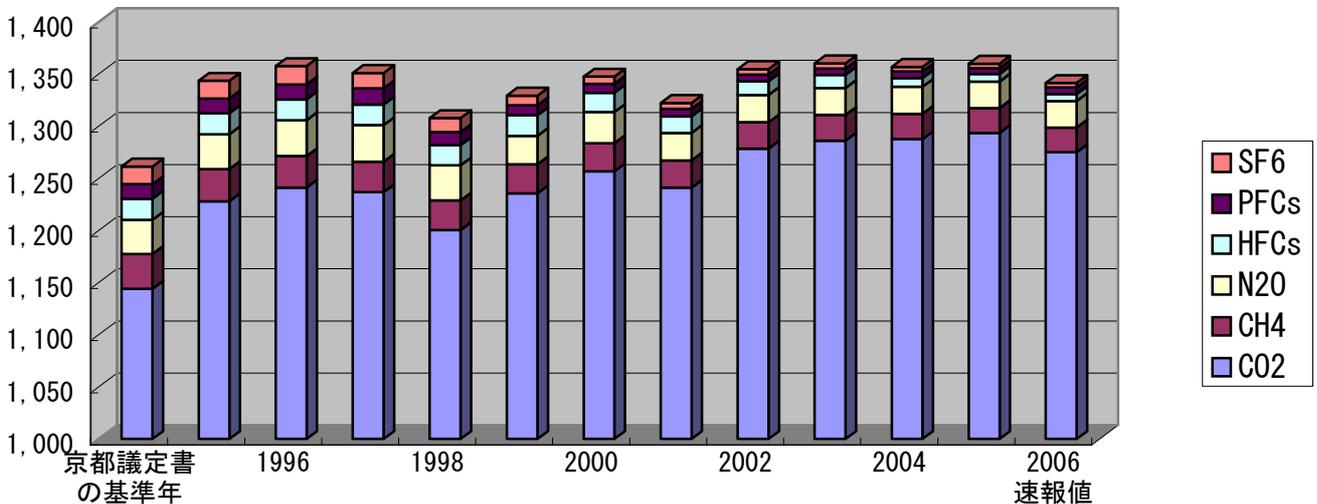
京都議定書目標では1990（平成2）年を基準年として、第1約束期間の2008（平成20）年から2012（平成24）年で6%を削減することとしております。〈表：4〉をグラフで示したものが〈グラフ：1〉となり、速報値の2006（平成18）年をみると約95%を二酸化炭素が占めています。

表：4 わが国の温室効果ガスの推移

（単位：百万tCO₂）

	GWP 注：2	京都議定書の 基準年 1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006 速報値 注：3
二酸化炭素 (CO ₂)	1	1,144.1	1,228.1	1,241.1	1,236.8	1,200.5	1,235.8	1,256.7	1,241.0	1,278.6	1,286.2	1,287.6	1,293.5	1,275.0
メタン (CH ₄)	21	33.4	31.0	30.2	29.2	28.3	27.7	27.0	26.2	25.2	24.7	24.3	24.1	23.8
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310	32.6	33.4	34.5	35.2	33.7	27.3	29.9	26.4	26.1	25.9	25.9	25.4	25.4
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	HFC-134a : 1,300など	20.2	20.2	19.8	19.8	19.3	19.8	18.6	15.8	13.1	12.5	8.3	7.1	6.7
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	PFC-14 : 6,500など	14.0	14.0	14.5	15.5	12.6	9.7	8.6	7.2	6.5	6.2	6.3	5.7	6.3
六フッ化硫黄 (SF ₆)	23,900	16.9	16.9	17.5	14.8	13.4	9.1	6.8	5.7	5.3	4.7	4.5	4.1	4.3
計		1,261.3	1,343.6	1,357.7	1,351.2	1,307.8	1,329.4	1,347.6	1,322.4	1,354.9	1,360.2	1,357.0	1,359.9	1,341.5

グラフ：1 温室効果ガスの変化



第2節 和寒町における温室効果ガス排出状況

1. 基準年度の活動量

和寒町の基準年度である平成19年度における活動項目別の活動量は〈表：5〉のとおりとなっています。

表：5 活動項目別活動量

活動項目		単位	活動量	主な使用目的	
燃料 使用量	ガソリン	L	22,525	公用車	
	灯油	L	244,587	暖房	
	軽油	L	51,713	公用車、バス	
	A重油	L	355,816	暖房	
	LPガス	Kg	6,913	給湯、調理	
電気使用量（北電）		kWh	3,069,872	照明、動力	
公用車 の走行 距離	ガソリン	普通・小型乗用車	km	75,900	出張、現場確認
		軽乗用車	km	23,748	出張、現場確認
		小型貨物車	km	15,746	出張、現場確認
		軽貨物車	km	18,904	現場確認
	軽油	普通・小型乗用車	km	19,529	出張、現場確認
		小型貨物車	km	9,722	出張、現場確認
		特殊用途車	km	3,936	送迎
		バス	km	130,195	送迎、町営バス
カーエアコンの使用台数		台	34		
廃棄物埋立量		Kg	74,250	シュレッダーごみ	
下水処理量		m ³	34,757	施設下水	
し尿処理量		m ³	57,900	施設浄化槽	

※活動項目別の活動量は、〈表：1〉の対象施設・公用車の燃料等の使用量を集計したものです。

2. 温室効果ガス総排出量

2007（平成19）年度（基準年度）の和寒町における事務事業により排出される温室効果ガスは、〈表：5〉の活動量と〈表：3〉の排出係数、地球温暖化係数から〈表：6〉の排出量となり、〈グラフ：2〉のとおり二酸化炭素（CO₂）が全体の約95%を占める割合で次いでメタン（CH₄）の3.7%となりました。

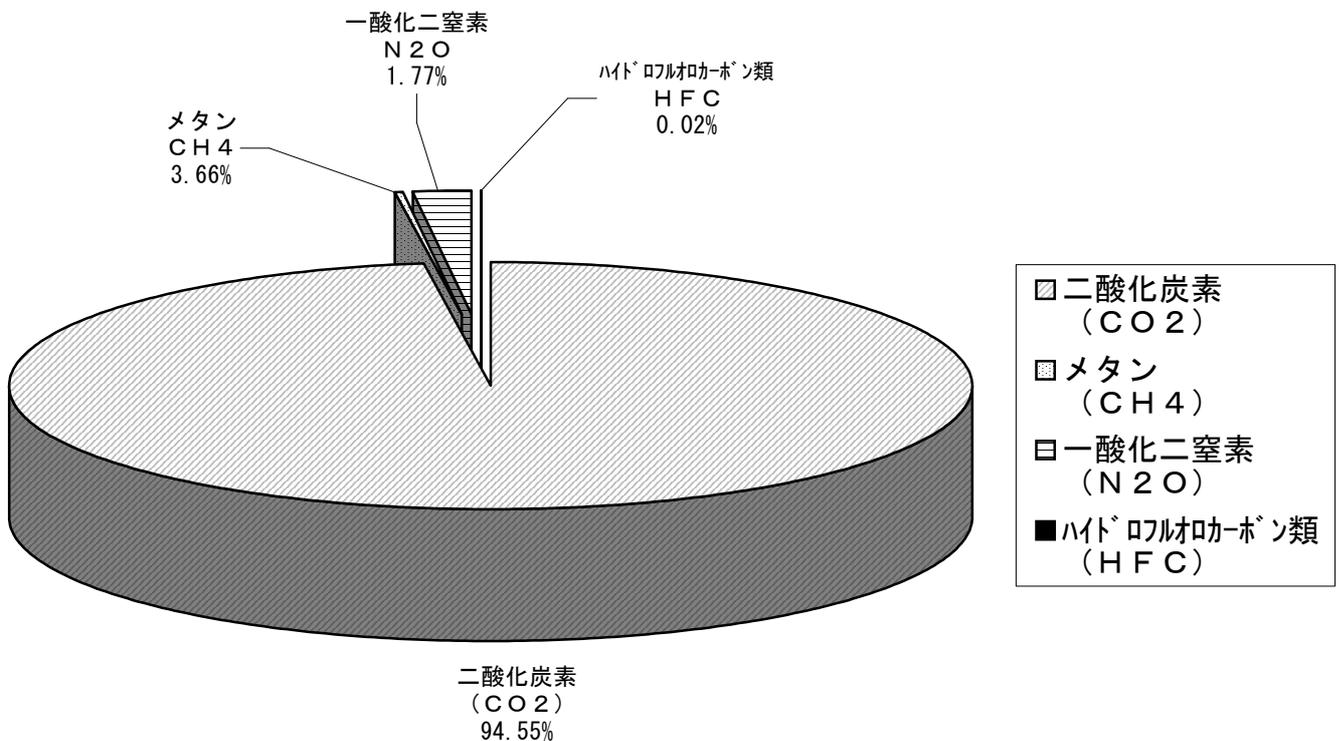
また、パーフルオロカーボン類（PFC）と六フッ化硫黄（SF₆）の温室効果ガスは和寒町の事務事業からは対象となる排出量がありませんでした。

表：6 平成19年度和寒町における温室効果ガス

（単位：kg-CO₂）

温室効果ガス	二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	総排出量
年間排出量	3,488,296	135,030	65,290	663	3,682,920
排出割合	94.55%	3.66%	1.77%	0.02%	100.00%

グラフ：2 温室効果ガスの割合



3. 温室効果ガス排出量

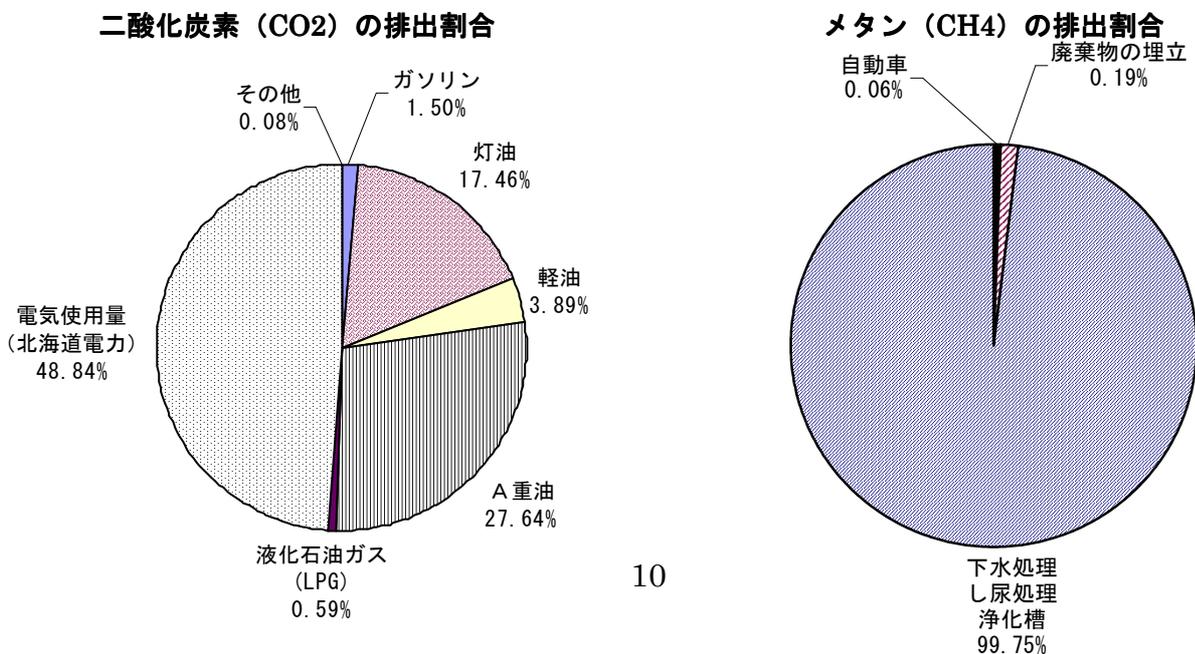
総排出量を温室効果ガス別と活動別にすると〈表：7〉となります。

また二酸化炭素（CO₂）とメタン（CH₄）をグラフにすると〈グラフ：3〉のようになります。

表：7 ガス別・活動別排出量

温室効果ガス詳細		温室効果ガス排出量	割合
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン	52,258 kg-CO ₂	1.50 %
	灯油	609,022 kg-CO ₂	17.46 %
	軽油	135,488 kg-CO ₂	3.89 %
	A重油	964,261 kg-CO ₂	27.64 %
	液化石油ガス(LPG)	20,739 kg-CO ₂	0.59 %
	電気使用量(北海道電力)	1,703,779 kg-CO ₂	48.84 %
	その他	2,749 kg-CO ₂	0.08 %
	合計	3,488,296 kg-CO₂	100.00 %
メタン (CH ₄)	自動車	80 kg-CH ₄	0.46 %
	廃棄物の埋立	251 kg-CH ₄	1.44 %
	下水処理・し尿処理・浄化槽	17,090 kg-CH ₄	98.10 %
	合計	17,421 kg-CH₄	100.00 %
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車	2,210 kg-N ₂ O	3.38 %
	下水処理・し尿処理・浄化槽	63,080 kg-N ₂ O	96.62 %
	合計	65,290 kg-CH₄	100.00 %
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	カーエアコンからの排出	663 kg-HFC	100.00 %

グラフ：3 二酸化炭素・メタン排出量



第 3 章 温室効果ガスの排出削減目標

第 1 節 温室効果ガス総排出量に関する目標

1. 排出削減目標の定義

京都議定書では、国は 2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年の期間に、温室効果ガス総排出量を基準年度 1990（平成 2）年比で 6%削減することとしております。

また、都道府県及び市町村においては国の削減目標である 6%に即した目標であって、地域の状況に合った削減率が望ましいとされております。

和寒町の温室効果ガスは第 2 章のとおり二酸化炭素（CO₂）が約 95%を占めていることから、二酸化炭素の排出抑制・削減が重要と考えられます。

本実行計画では以下のとおり削減目標数値を定め、計画期間内での排出抑制・削減に向けた取り組みを行ってまいります。

2. これまでの取り組みによる排出削減

和寒町では基準年である 2007（平成 19）年度までの取り組みとして、平成 9 年度に策定された「第 2 次和寒町行政改革大綱」に基づく事務事業の見直し・効率化を進めることにより健全財政を図ってまいりました。このことにより経費の節減が図られ、燃料等の使用量・温室効果ガスの削減にも繋がってきております。

実際の取り組みとしては ①施設の温度管理の徹底による暖房の節減 ②蛍光灯の間引き点灯やノー残業デーによる電気の節減 ③裏紙・裏封筒の使用や紙類の分別によるごみの減量化・資源の再利用などの取り組みを実践してきております。

このような取り組みを積み上げた結果、2003（平成 15）年度を基本とし、2007（平成 19）年度を比較したところ 2.6%の排出削減を行ってきております。

3. 本計画における排出削減目標

和寒町では計画期間内での削減率を算出するため、それぞれの事務・事業で実際にどのような取り組みが可能であるか検討をしてきました。取り組みの内容から様々な試算をし、集計した結果が〈表：8〉となり削減率は 3.5%となります。また、二酸化炭素の排出量をグラフにしたものが〈グラフ：4〉になります。

この計画の策定にあたっては、基準年度を考慮して、これまでの実績を反映した削減目標を設定しました。

このように、これまでの取り組みとして 2.6%の排出削減が達成されており、これから 2008（平成 20）年度から 2012（平成 24）年度の期間内での取り組みによる排出削減を 3.5%とし、あわせて 6.1%となることから、京都議定書の排出削減目標の 6%を達成することとなります。

和寒町の計画期間内の温室効果ガス排出削減目標を

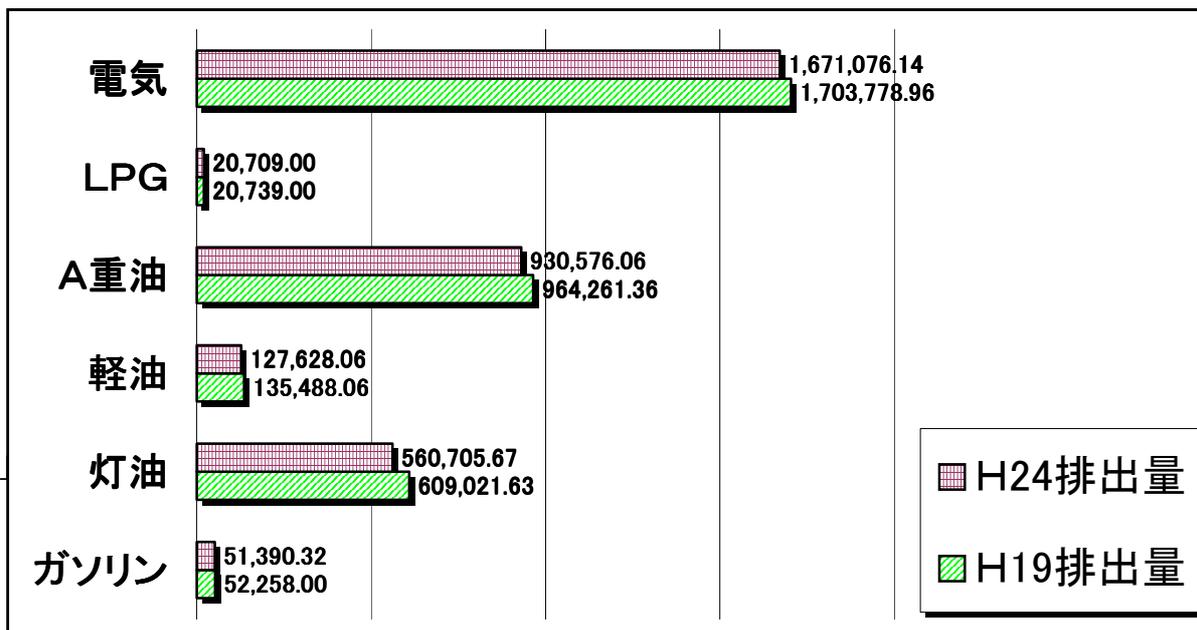
3.5%とします。

平成15年度を基本として平成19年度まで**2.6%**削減済みです。

表：8 使用量・排出量の削減目標

	基準年（平成19年）		目標年（平成24年）		削減量		
	使用量	排出量(kg-CO2)	使用量	排出量(kg-CO2)	使用量	排出量(kg-CO2)	削減率
ガソリン	22,525 L	52,258.00	22,151 L	51,390.32	374 L	867.68	1.66%
灯油	244,587 L	609,021.63	225,183 L	560,705.67	19,404 L	48,315.96	7.93%
軽油	51,713 L	135,488.06	48,713 L	127,628.06	3,000 L	7,860.00	5.80%
A重油	355,816 L	964,261.36	343,386 L	930,576.06	12,430 L	33,685.30	3.49%
LPG	6,913kg	20,739.00	6,903kg	20,709.00	10kg	30.00	0.14%
電気	3,069,872kWh	1,703,778.96	3,010,948kWh	1,671,076.14	58,924kWh	32,702.82	1.92%
合計		3,485,547.01		3,362,085.25		123,461.76	3.54%

グラフ：4 排出量の削減推移



第4章 温暖化防止に向けた取り組み

第1節 直接的効果のある取り組み

【電気】

①照明機器

- ☆始業開始前は、必要箇所を除き原則として消灯とします。
- ☆昼休みの事務室等は、窓口業務や必要箇所を除き原則として消灯とします。
- ☆晴天時等、照度が十分に得られる場所の照明は、業務や利用者に支障のない程度に消灯とします。
- ☆廊下、階段、ホール等の共有部分の照明は利用者の支障にならない程度に消灯とします。
- ☆残業する場合は、業務に支障のない範囲で消灯とします。
- ☆トイレ、会議室、更衣室、書庫、喫煙室等の人が常時いない場所は使用時のみの点灯とし、使用後は必ず消灯します。
- ☆業務等に支障のない程度に間引き点灯します。また反射板等の取り付けも検討します。
- ☆照明機器に配慮した机・ロッカー等の適正配置に努めます。
- ☆照明機器の清掃や電球、蛍光灯の適正な時期での交換に努めます。
- ☆照明機器の新規又は交換する場合は、節電型照明機器の設置を検討します。
- ☆電球、蛍光灯を交換する場合は、省電力電球等の使用を検討します。

②事務機器

- ☆昼休みや長時間不在となる場合は、業務に支障のないOA機器については原則として電源を切ります。
- ☆パソコン、コピー機、プリンター等の省電力モードの設定ができるOA機器は、省電力モードになるように設定をします。
- ☆退庁時等長時間使用しない場合は、支障のないOA機器については、原則としてコンセントを抜くことを心がけます。
- ☆待機電力の削減のため、使用していない電気製品はコンセントを抜きます。

③その他

- ☆職員はハンカチを携帯し、ジェットタオル等の使用を控えます。
- ☆乾電池は充電式の導入を図ります。
- ☆喫煙室の換気扇は、原則として自動運転とし、夏季等の窓を開けられる場合は窓を開けて換気扇を利用しない工夫をします。

【燃料】

①暖房機器

- ☆事務室等の暖房温度は、利用者に支障のない設定温度とし、こまめな管理を心がけます。
- ☆使用しない施設の冷暖房は、設備等に支障のない温度設定とします。
- ☆暖房期間中は暖房効果向上のため、ドアの開け放しのないように心がけます。
- ☆クールビズ、ウォームビズを心がけます。
- ☆暖房機器に配慮した机・ロッカー等の適正配置に努めます。
- ☆暖房機器の周辺に遮断物を置かない等の周辺整理に努めます。

②公用車

- ☆公用車の一元管理を図り、効率的運用に努めます。
- ☆アイドリングストップの徹底を図ります。
- ☆急発進、急加速、急ブレーキのないような安全運転の徹底を図ります。
- ☆暖気運転は必要最小限とし、燃費向上に努めます。
- ☆利用時間、行き先等の調整が可能な場合は乗り合わせて利用できるよう検討します。
- ☆市街への外勤は業務に支障のない限り自転車や徒歩を心がけ、公用車の利用の低減を図ります。
- ☆公共施設適正配置検討プロジェクトで出される、「公用車の効率的運用と環境に配慮した取り組み」と連携し、温室効果ガス削減に向けた取り組みとします。
※「公用車の効率的運用と環境に配慮した取り組み」とは、〈公共施設適正検討プロジェクト〉によって作成されたもので、公用車の使用状況や維持管理を検証することにより、将来に向かっての【効率的な運用】【維持管理費用の縮減】【適正配置】【環境に配慮した取り組み】を検証したものです。

【廃棄物】

- ☆ごみの分別・リサイクルを徹底し、埋立ごみの減量に努めます。
- ☆事務用品、電気製品、OA機器等が故障した場合は、可能な限り修理して使用するなど長期間の利用を心がけ、更新する場合は省エネタイプの機器の購入を検討します。
- ☆未使用物品、不要物品を必要な部署で使用する取り組みを実施します。
- ☆イベントや会議等の飲食の提供は数量に配慮するとともに、廃棄物の発生を抑制するように努めます。

【その他】

- ☆庁内での文書は行政サーバー等を活用し、ペーパーレスに努めます。
- ☆コピー、印刷物は両面使用を基本とし、紙の使用量の削減に努めます。
- ☆ミスコピー、ミス印刷した用紙は可能な限り裏紙として再利用します。
- ☆シュレッダー処理を必要最小限とし、両面使用した用紙は可能な限り分別回収し、リサイクルします。
- ☆会議等の資料は可能な限り両面印刷し、必要最小限の資料となるように努めます。
- ☆封筒は可能な限り再利用に努めます。

第2節 間接的効果のある取り組み

【水道】

温室効果ガス削減の対象項目ではありませんが、水道を使用することで温室効果ガスの排出に繋がることから、本計画では上水道の使用量についても削減に向けた取り組みを実施します。

基準年（平成19年度）使用量	32,629 m ³
目標年（平成24年度）使用量	31,487 m ³
削減率	3.5%
削減量	1,142 m ³

☆トイレの擬音装置等の導入を検討します。

☆芝生や植木等の散水は雨水等を利用する工夫をし、効率的・計画的に実施します。

☆水の節水を常に心がけます。

【物品購入】

☆コピー用紙やその他の用紙は可能な限り再生紙を購入します。

☆文具、事務用品等は必要性を十分考慮し、最小限の購入量とします。また、購入の際にはエコマークやグリーンマークなどの環境ラベルが表示されている製品の購入を心がけます。

☆プリンター・カートリッジ等はリサイクル可能な製品の購入に努めます。

☆購入時は可能な限り簡易包装となるように業者に依頼します。

☆機器等の購入には省電力タイプで、リユース・リサイクルが容易な製品の購入を検討します。

【緑化による吸収】

二酸化炭素の排出抑制・削減に向けた取り組みと同様に、森林による吸収を促進する取り組みも重要となります。本計画では植樹事業についても間接的な取り組みとして進めていきます。

☆計画的な植樹事業を進めることにより、二酸化炭素の吸収を促進します。

☆公共施設敷地内・公園・街路において樹木の植栽・育成を推進し、庁舎等についても可能な限りの緑化を図ります。

☆公共施設の剪定枝・落葉等は廃棄物としての排出を可能な限りせず、公共施設等での緑化資材として効果的な利用を検討します。

【その他】

☆電気、暖房の消費削減に向け、ノー残業デーの徹底を図ります。

☆ノーマイカーデーの推進を図ります。

☆申請書等の帳票にムダがないか見直し、改善を図ります。

☆ノー残業デーの定時退庁の徹底を図ります。

☆ファイル等の新規購入は控え、古い書類は厚紙の表紙に変更するなどして、再利用を図ります。

☆FAXの送付状等は省略を心がけます。

☆職員で共同利用できる機器等の長期間使用を心がけます。

第3節 5 Rの取り組み

【3 Rから5 Rへ】

3 Rとは、Reduce(リデュース：減らす)、Reuse(リユース：再利用)、Recycle(リサイクル：再資源化)の頭文字をとったものです。

Reduce (リデュース：減らす)

unnecessaryなものは持たない、買わない。
ごみを発生源から断ち、ごみになるものを減らす=Reduce (リデュース) という考え方です。

Reuse (リユース：再利用)

何回も繰り返し替えし使う。
物は使われるために、貴重な地球の資源から生まれてきました。壊れたら直して使う。自分が使わなくなったら使いたい人に譲ってあげる=Reuse(リユース)という考え方です。

Recycle (リサイクル：再資源化)

ごみを原材料として再生利用する。
ごみになるものをできるだけ減らし、使えるものは再利用し、それでも出てくるものは「ごみ」として廃棄するのではなく、資源として再利用できるように分別する=Recycle (リサイクル) という考え方です。

以上の3 Rに2つのRが追加されます。それが、Refuse (リフューズ：拒絶・辞退)、Repair (リペアー：修理)

Refuse (リフューズ：拒絶・辞退)

ごみになるものは買わない、断る。
ごみになるような過剰包装を断ることや、マイバッグを持参してレジ袋を断ることを習慣づけ、もらう前には一度考えてから=Refuse(リフューズ)という考え方です。

Repair (リペアー：修理)

ごみとして廃棄する前に修理する。
安易に新しく購入するよりも修理できるものは修理し、長期間使用することで限りある資源を大切に作る=Repair (リペアー) という考え方です。

本実行計画では5 Rの推進を図ることで温室効果ガス削減に向けた間接的な取り組みの一つとしていきます。

第4節 環境に配慮した施設整備等の取り組み

- ☆「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により、廃棄物の再資源化をより一層進めるとともに、再生資材の利用、建設廃棄物のリサイクルを促進します。
- ☆温室効果ガスの排出量の少ない燃料等の導入に努めます。
- ☆建築物の断熱性の向上に努め、冷暖房の熱負荷の抑制に努めます。
- ☆省エネルギー型の照明機器の導入に努めます。
- ☆太陽光発電等の自然エネルギーを利用した設備の導入に努めます。
- ☆節水に有効な器具の設置や、雨水利用設備の導入に努めます。
- ☆周辺や敷地内の計画的な緑化推進を図ります。
- ☆解体・廃棄等については、建設副産物の発生を抑制し、リサイクルや適正処理を推進します。
- ☆コンクリート塊等の建設廃材は、再利用・再資源化を図るとともに再生砕石、再生合材等への利用を推進します。

第5節 代替エネルギーに向けた取り組み

エネルギー資源に乏しい我が国は、エネルギーの8割以上を海外に依存しています。こうした脆弱な供給構造を考えれば、特定のエネルギー源に過度に依存することのない各種エネルギー源の適切な組み合わせによってエネルギーの安定供給を確保することが必要不可欠です。各種エネルギーを考えるに際して配慮すべき要素としては、以下の2点が考えられます。

☆代替エネルギーの導入

☆地球温暖化問題に対する取り組み

この2つの要素を考慮し、各種エネルギー源の供給安定性、経済性、環境負荷、導入可能性等について検討し、代替エネルギーを含む各種エネルギーを構築する必要があります。

本町ではバイオマス燃料に着目し、本町の森林資源を始めとする未利用資源系バイオマスを利活用した、バイオマスエネルギーの調査、研究、導入に向けたプロジェクトを平成20年度に立ち上げ、目標到達点は以下のとおり設定しました。

- ①バイオマス発電事業の導入
- ②バイオマスエネルギーの利活用による温室効果ガスの抑制
- ③バイオマスエネルギー開発・導入による本町基幹産業の発展
- ④バイオマスエネルギー関連産業の起業・開発と発展、雇用創出
- ⑤バイオマスエネルギーの地産地消による資源循環システムの構築
- ⑥将来を見据えたバイオマスに対する町民意識の醸成

これらの目標到達点を具体化するため、平成21年度には「和寒町地域新エネルギービジョン」を策定し、本町における新エネルギーの賦存量や利用可能量を把握し、将来的な方針として次の5つの重点プロジェクトを設定しました。

- ①太陽光発電プロジェクト
- ②太陽熱利用プロジェクト
- ③森林系・農業系バイオマス利活用プロジェクト
- ④雪氷熱利用プロジェクト
- ⑤新エネルギー普及啓発プロジェクト

5つのプロジェクトのうち、森林系・農業系バイオマス利活用プロジェクトについては、本町の森林資源の有効活用と森林整備を通じた、環境保全の推進、ここから生じる雇用の確保など地域循環型のまちづくりに相応しいプロジェクトとして位置付けし、二酸化炭素吸収源対策と新エネルギーであるバイオマス燃料の製造・利用により二酸化炭素排出量の削減をしています。

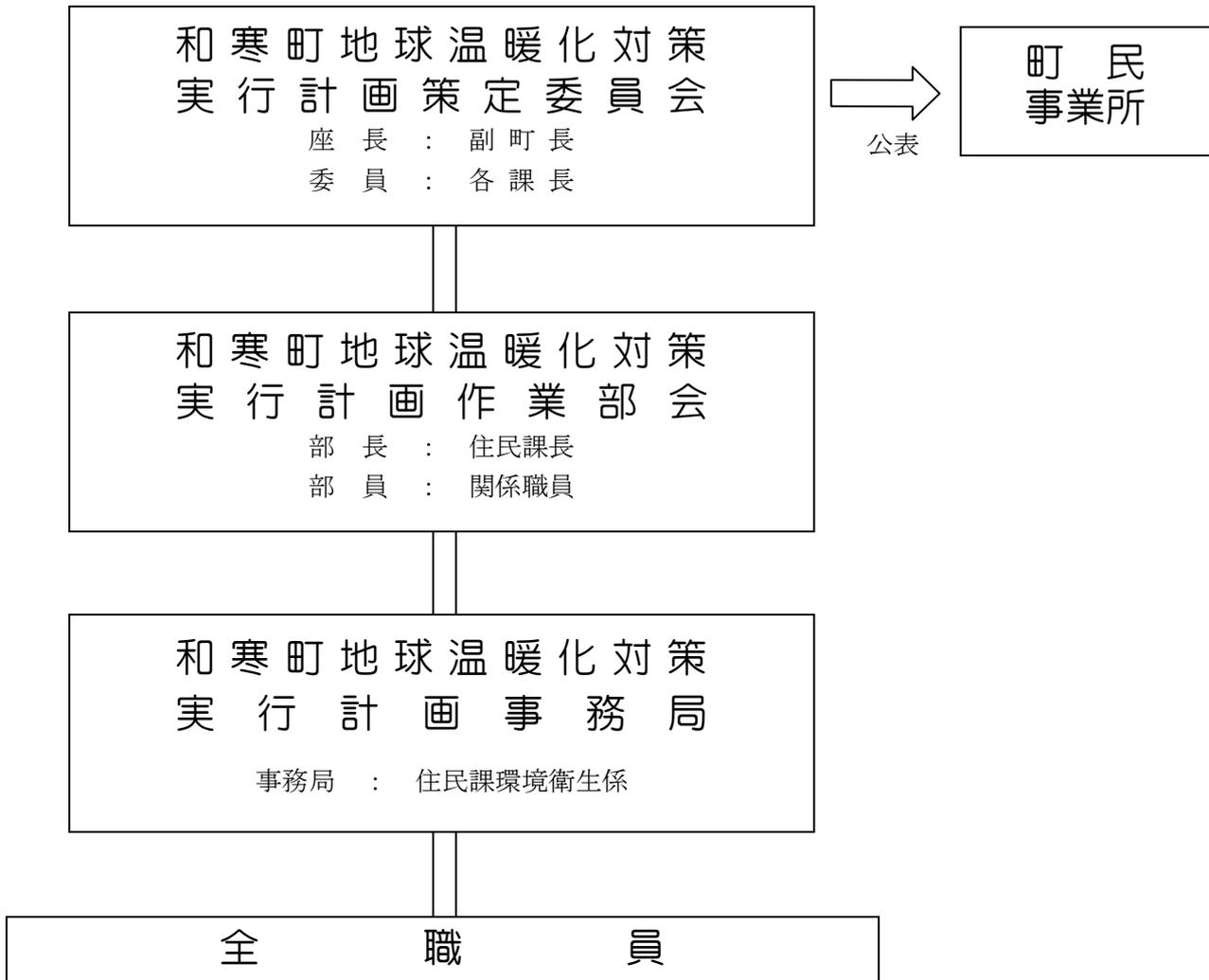
具体的な取り組みとして、木質系バイオマス燃料製造施設及び地域熱供給施設（役場庁舎・消防庁舎、保健福祉センター、図書館の一体的集中暖房システム）の整備を平成24年度に導入し、地域熱供給施設導入により228.9t-CO₂（15.3%）の二酸化炭素削減を見込んでおり、この他、移住体験・定住促進に供するコテージを建設し、木質系バイオマスの他、太陽光発電の利活用や新たな再生可能エネルギーの研究など、これらを活かしたエコ的な暮らしを提供できる計画をするとともに、その他の重点プロジェクトについても公共施設の新築・改築の際には施設に適した新エネルギーの導入を積極的に検討し、地球環境保全と地域資源の活用による二酸化炭素削減対策に取り組みます。

第5章 実行計画の推進

第1節 推進体制

本実行計画は和寒町全職員が地球温暖化防止への意識を高め、目標達成に向け確実に取り組みを行うことが重要と考えます。計画実行のため以下のとおり委員会等を設置し、実行計画の推進を図ります。

また、町民や各事業所に対しても本計画の内容を理解していただき、さらには協力が得られるよう啓蒙・啓発に努めていきます。



1. 和寒町地球温暖化対策実行計画策定委員会

本計画の推進のために、副町長を座長とし各課長で構成する、和寒町地球温暖化対策実行計画策定委員会（以下「策定委員会」）を設置します。

策定委員会では、次の事項について審議等を行い、目標達成のための必要な対策を推進します。

- ①本計画の基本的な策定方針の企画及び審議に関すること
- ②本計画の最終的な総合調整及び策定に関すること
- ③本計画の策定に関し必要な事項に関すること

2. 和寒町地球温暖化対策実行計画作業部会

本計画の策定、見直しについて住民課長を部長とし関係職員で構成する、和寒町地球温暖化対策実行計画作業部会（以下「作業部会」）を設置します。

作業部会では、次の事項について検討していきます。

- ①本計画策定に必要な調査及び検討に関すること
- ②本計画の素案の作成に関すること

3. 和寒町地球温暖化対策実行計画事務局

住民課環境衛生係が事務局となり、温室効果ガス排出量を集計し、進捗状況を策定委員会及び作業部会に報告します。また、全職員へ周知し、全庁的な取り組みの推進を図ります。

第2節 点検と公表

- 本計画に沿った取り組みが継続的に実施されているかを定期的に調査することで、本計画の取り組み状況の点検としていきます。
- 本計画の内容及び点検結果等は随時広報誌やホームページ等により住民に公表します。